

平成 27 年 1 月文科省策定手引の改定について

令和 8 年 3 月 26 日付で、文部科学省は、『「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議』の議論のまとめを公表し、現行の手引を改定する方向性を示した。

【議論の背景・前提】

- ・平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表。
- ・策定してから約 10 年が経過し、人口減少の継続、学校を取り巻く環境の変化、1 小 1 中状態の市町村の割合が増えており、単独での統廃合が難しくなっている状況がある。

→ 学校の適正規模・適正配置の在り方について、調査研究協力者会議を設置し、議論。

【議論のまとめの基本的考え方】

- ・平成 27 年策定の手引きの基本的な考え方は引き続き妥当。(変更なし)

(平成 27 年手引きの基本的考え方)

- ① **児童生徒の教育条件の改善の観点**が学校の適正規模・適正配置の**検討の中心**であること。
- ② 検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく**各地方公共団体において主体的に判断を行う必要**があること。
- ③ 学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でも**その利点を活かし課題を最小化する工夫が必要**であること。

- ・平成 27 年手引きを下記 3 つの観点から更新。

① 『広域化』

各市町村がそれぞれの域内だけで検討するのではなく、**周辺市町村も巻き込んだ圏域で検討**する観点。

② 『総合化』

教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた**各市町村全体で地域の未来を考**
える視点で検討する観点。

③ 『現代化』

教育のデジタル化など**学校教育の状況が変化**していることを踏まえ、それに対応した**学校教育**となる記載に改める観点。

※ 加えて、上記 3 つの観点の土台として、**計画の策定**や**検討の加速**等市町村が留意すべき観点の追記が必要。

→ このような観点を追加して、手引の改定を進めていく。

本市も手引改定の基本的考え方を踏まえ、学校規模適正化・適正配置の今後について検討を進める